

【事例60】「総合消費料金が未払いです、という架空請求のはがきは無視してください！」

【事例】昨日、法務省関連の民事訴訟管理センターからはがきが届いた。驚いたことに、以前利用した契約で未払い金があり、裁判になったらしい。期日までに連絡しなければ、給料や不動産が差し押さえられると書かれている。心当たりはないが、差し押さえは困るので、連絡した方がいいでしょうか。（相談者：60歳代、女性）

【対処法】① 以前、大流行した架空請求はがきがまた復活しました。全く根拠はないのに「連絡しないと差し押さえだ」と脅していますが、絶対に連絡しないでください。② そもそも裁判に関する通知が普通はがきで届くことはありません。全てが嘘ですから、心配しないでください。万が一連絡してしまうと、個人情報や根拠を掘り当てられて、その情報が出回ってしまいます。③もしも気になることがある場合は、消費相談窓口にお問い合わせください。無料で弁護士などによる法律相談会を紹介できます。落ち着いて対応してください。

※何か問題が起こったら、企画課の消費相談窓口で相談しましょう。